

(案)

# 手数料の算定基準

稲城市

令和元年 月 日

## 目次

---

1. 策定目的.....	1
2. 本基準の適用範囲.....	1
(1) 適用範囲.....	1
(2) 適用除外.....	1
3. 手数料の決定の手順.....	2
4. 原価計算.....	3
(1) 対象経費.....	3
(2) 原価の算出方法.....	4
5. 公費負担割合の設定.....	4
(1) サービスの性質に基づいた公費負担割合の検討.....	4
(2) 民間や周辺自治体の同種・類似の手数料との比較.....	4
(3) 激変緩和の考慮.....	4
6. 減額・免除措置.....	5
7. 消費税の取扱.....	5
8. まとめ.....	5

## 1. 策定目的

---

証明書交付等の手数料は、サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平性の観点から、受益者である利用者等に適正な算定基準に基づく負担をしていただく必要がある。

当市では平成 11 年に「手数料の考え方と算定基準」を策定し、当該基準に基づき手数料の算定を行ってきたが、平成 23 年度より複式簿記・発生主義を基本とした新公会計制度を導入し、さらに平成 29 年度からは総務省の「統一的な基準」に基づく新公会計制度へと移行したことから、減価償却費等を含めた施設や事業の管理運営に関わるフルコストを把握することができるようになり、今まで以上に正確なコスト計算が可能となった。

以上のことから、「持続可能な行政運営」及び「利用者負担の適正化」を図るため、減価償却費を含めたフルコストの情報を活用する新公会計制度の視点を盛り込んだ、新しい手数料の算定基準を策定することとした。

## 2. 本基準の適用範囲

---

### (1) 適用範囲

本基準の適用範囲となる「手数料」とは、特定の者の要求に基づき、主としてその者の利益のために提供する事務の対価として徴収される料金（地方自治法第 227 条）のことである。

なお、新規に手数料の導入を検討する場合についても、本基準に基づき行うものとする。

### (2) 適用除外

国や都の法令等（法律、政省令、都条例、告示、通知）により、行政サービスの手数料の基準が定められている場合は、それぞれ定められた基準にしたがって手数料を設定する。

<参考>

(ア) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令で金額が規定されているもの → 【適用除外】

- ・戸籍法に基づく各種証明書の発行手数料
- ・消防法に基づく各種許可申請の審査に関する手数料

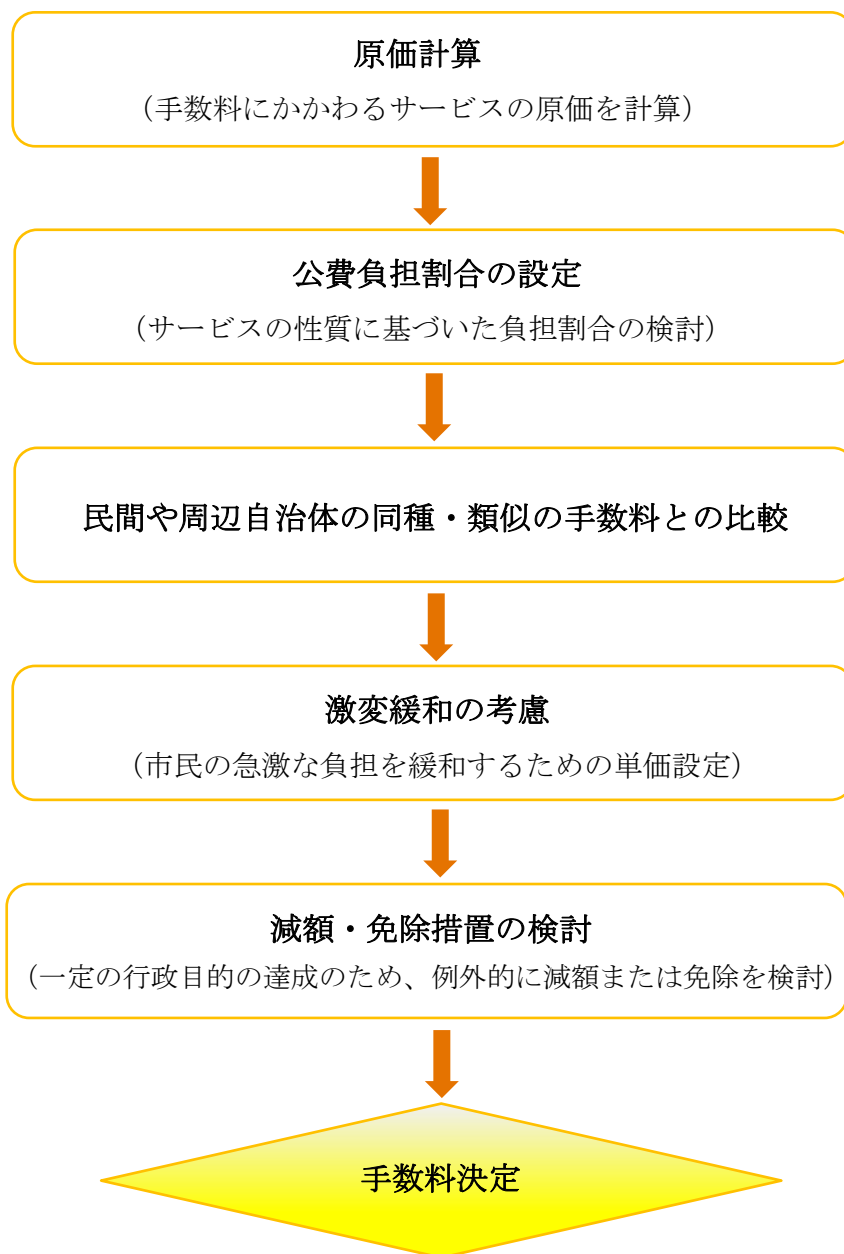
(イ) 都条例で金額が規定されているもの → 【適用除外】

- ・工場の設置・変更の認可申請の審査手数料〔都民の健康と安全を確保する環境に関する条例〕
- ・屋外広告物の許可申請手数料〔東京都屋外広告物条例〕

### 3. 手数料の決定の手順

---

手数料の決定手順は以下のとおりとする。なお、各手順における詳細は、後述する。



## 4. 原価計算

手数料の算定に当たり、まず、対象のサービスを提供するためにかかるコスト（＝原価）を算出する。

### (1) 対象経費

原価計算の対象経費には、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費等の「ランニングコスト」と、施設の取得・建設等に関する「イニシャルコスト」がある。

#### ■原価の対象経費

分類	性質	項目	内容	算出方法
ランニングコスト	公の施設の維持管理・運営、行政サービスの提供に係る経費	人件費	施設の維持管理・運営又は行政サービスの提供に従事する職員に要する経費  【対象】 ①正規職員 ②再任用職員 ③専務的非常勤職員 ④臨時的任用職員  【算入する経費】 給料・報酬・賃金の他、各種手当、事業主負担の共済費、社会保険料、退職手当引当金を含む	直近年度の決算額に基づく対象となる職員別の1人当たり年間平均人件費から、対象の手数料の業務に携わる職員数とその業務にかかる業務割合（人工）を加味して按分する。  （なお、年間平均人件費は、普通会計職員、特別会計職員（市立病院除く）、消防職員の合計より算出する。）
		物件費等 (上記の人件費を除く)	①旅費 ②需用費 ・消耗品費    ・燃料費 ・食糧費        ・印刷製本費 ・光熱水費    ・修繕料等 ③役務費 ・手数料        ・保険料 ・通信運搬費 ④委託料 ・施設の清掃委託料等 ⑤使用料及び賃借料 ・パソコンのリース料等 ⑥原材料費 ⑦備品購入費 ⑧負担金補助及び交付金 ⑨扶助費          等	直近年度の決算額を基本とする。  （対象手数料の業務に係る決算額のみを抽出することが困難な場合には、業務割合（人工）や単位当たりの費用等から按分して算出する。）
イニシャルコスト	施設の建設費や大規模修繕、大規模な備品購入等に係る経費	減価償却費	施設の建設費及び大規模修繕、大規模な備品購入等に係る経費  （※土地には減価償却の考え方がないため、土地取得費については対象経費に算入しない）	取得価格 / 耐用年数 （固定資産台帳に記載されている当期減価償却額を使用する）

※原価にあたっては、イニシャルコスト（減価償却費）を含めることとするが、市役所庁舎及び消防署は、自治体の基礎的な公的施設として、そのイニシャルコストは原価の対象外とする。

## (2) 原価の算出方法

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費等} + \text{減価償却費}^{\ast}) \div \text{取り扱い数量} [\text{実績}]$$

※市役所・消防署については減価償却費をコストに算入しないため、減価償却費はなし。

## 5. 公費負担割合の設定

算出した原価については、その全てを利用者が負担すべきコストとするのではなく、市民負担の妥当性を考慮して、そのサービスの性質、民間や周辺自治体等との均衡、激変緩和措置の必要性等を総合的に判断し、税等の一般財源で負担すべき公費負担部分と、利用者が負担する受益者負担部分を設定する。

### (1) サービスの性質に基づいた公費負担割合の検討

行政サービスの手数料は、「必要な市民の求めに応じて、主としてその方の利益のために提供する」という性質から、原則、原価を受益者に負担していただくこととするが、そのサービスの目的や性質に基づいて、適切な公費負担割合を設けるべきものについては、原価の「70%」「50%」のいずれかとする。

#### 【性質に基づいた公費負担割合の種類】

「70%」：全市民が対象となるとともに、日常生活で継続的に利用されるサービスであり、市民負担に相当な配慮が必要なサービス（家庭系のごみ処理手数料など）

「50%」：一定の行政目的を達成するために、公費による一部負担が必要なサービス（剪定枝処理料）

### (2) 民間や周辺自治体の同種・類似の手数料との比較

手数料の料金が、民間や周辺自治体の同種・類似手数料に比べて著しく高額となり市民の負担が過大となる場合、若しくは、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合には、適切に公費負担部分を増減することで調整する。

### (3) 激変緩和の考慮

算出した料金が、現行料金と比較して大幅な増額となる場合は、市民の急激な負担を緩和するため、激変緩和措置として可能な限り現行料金の2倍を上限として単価を設定する。

ただし、見直し前の単価が著しく低額である場合や、単価の設定方法自体に大きな変更がある場合には、市民生活への影響を考慮しながら、より適切な額へ近づけるため、2倍を超えて改定する場合もある。

## 6. 減額・免除措置

---

手数料については、それぞれの行政サービスごとに、一定の行政目的の達成等のために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取り扱いを行っている。

減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性に反することとなるので、行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、適切に見直しを行う。

## 7. 消費税の取扱

---

手数料は原則として課税対象である。従って、内税方式で手数料を設定し、税率改定時には原則1円の位を四捨五入して調整する。

## 8. まとめ

---

行政サービスに係る原価は、コスト削減の取り組みや、物価の変動、税制改正等の動向により変動する。

手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しが必要である。

したがって、現在、手数料が無料の行政サービスも含め、原価算定については適宜行うこととし、手数料の見直しについては、4年に一度行う。